

函館地区バドミントン協会規約

第1章 名称および本部

第1条 本協会は函館地区バドミントン協会 以下「本協会」と称する。

第2条 本協会の事務局は函館市柳町14番23号函館大妻高等学校におく。

第2章 目的および事業

第3条 本協会は北海道バドミントン協会の下部組織として函館地区（渡島・檜山支庁）に於けるバドミントンに関する中枢機関で競技の健全な発達とその普及を図ることを目的とする。

第4条 本協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、競技会の開催、並びに後援
- 2、全道大会に選手派遣
- 3、函館市スポーツ協会に加盟登録
- 4、北海道バドミントン協会に加盟登録
- 5、バドミントンに関する普及、指導、宣伝、研究、調査
- 6、その他目的に必要な一切の事項

第3章 組 織

第5条 本協会は函館地区に属するバドミントン団体又は個人をもって組織する。

第4章 役員および職務

第6条 本協会に次の役員をおく。

- | | |
|-----|-------------------------------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 顧 問 | 若干名 |
| 理 事 | 若干名（理事長 1名、副理事長 若干名、常任理事 若干名） |
| 監 査 | 2 名 |

第7条 会長および副会長は総会において推薦する。

第8条 会長は本協会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。また、本協会に名誉会長をおくことができる。名誉会長は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第9条 顧問は総会において推薦し、会長が委嘱したものとする。

第10条 理事は総会において選出し、会長がこれを委嘱し、理事長を補佐し会務を分掌する。

第11条 理事長、副理事長は理事の互選により会長がこれを委嘱する。

第12条 理事長は諸般の常務を処理し、会長、副会長事故ある時は、会長を代行することができる。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代行する。

第13条 専門委員は理事会の議を経て会長が委嘱し、専門的事項を審議する。

第14条 常任理事は正副理事長および各専門委員長をもってこれにあて、会長がこれを委嘱する。

第15条 監事は総会において選出し、会長がこれを委嘱し、会計を監査する。

第16条 役員の任期は2年とする。役員に欠員が生じた場合はその後任者を選出し、その任期は残任期間とする。又役員の再任再選は妨げない。副会長・理事長・副理事長の定年は72歳とし、会長・理事については年齢を定めない。

監査

第5章 機 関

第17条 この会の機関は総会、理事会、常任理事会および専門委員会とする。

第18条 総会はこの会の最高決議機関であり毎年1回これを開催する。但し会長が必要と認めたとき、又は理事会が議決したときは臨時に開催することができる。

第19条 総会は会長が召集し、会長、副会長、顧問、理事、監事および加盟団体の代表者、個人加盟者をもって構成し、次の事項を審議する。

- 1、事業および収支決算の報告ならびに承認
- 2、予算の編成ならびに事業計画
- 3、規約の改正
- 4、役員の選任
- 5、加盟、脱退の承認
- 6、加盟登録料の決定
- 7、その他の重要案件

第20条 理事会は会長が必要に応じてこれを召集し、会長、副会長、顧問、理事をもって構成し、総会から委任された事項および本協会の運営に関する事項を審議および執行を分掌する。

第21条 常任理事会は理事長が召集し、理事長、副理事長、事務局長、専門委員長をもって構成され、理事会の委任事項を執行する。又、緊急を要する事項を審議執行し最近の理事会に報告する。なお、審議事項によっては理事長の意向により会長・副会長も審議に加わることができる。

第22条 本協会には次の専門委員会を置く。

総務委員会

審判委員会

競技委員会

指導委員会

会計委員会

第23条 専門委員会は専門委員をもって構成し、専門事項および理事会、常任理事会の諮問事項を協議し意見を理事会、常任理事会に提出する。又、理事会および常任理事会の委任を受けた事項について執行する。委員会の規定は理事会の議決により別にこれを定める。

第24条 本協会の機関は構成人員の2分の1以上の出席（委任状および委任状による代理人を含む）をもって成立し、その議決は出席者（委任状による代理人を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第25条 総会および理事会の議長は会長がこれにあたり、常任理事会は理事長、専門委員会は委員長がこれにあたる。

第6章 加盟登録

第26条 各加盟団体および個人は毎年度加盟登録を更新しなければならない。

第27条 加盟団体および個人は総会において定められた加盟登録料を5月31日までに納入しなければならない。期限までに納入しない場合はその加盟団体および個人はこの会における一切の権限を喪失する。

第28条 本協会の加盟登録した者は、本協会を通して北海道協会および日本協会に登録される。

第29条 本協会の主催する競技会に参加する競技者は、本協会に登録しなければならない。

第30条 会員がアマチュアの資格を失ったときは直ちに登録を取り消す。

第7章 経費および会計

第31条 本協会の経費は加盟登録料、寄付金、補助金、その他の収入をもって支弁する。

第32条 本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

付 則

その他本協会に必要な規定細則は理事会の議を経て定めることができる。

付 則

この規則は昭和52年4月6日より施行する。

付 則

昭和56年4月15日総会において一部改正。

付 則

平成12年3月31日総会において一部改正。

付 則

平成17年3月27日総会において一部改正。

付 則

平成21年3月28日総会において一部改正。

付 則

平成24年3月26日総会において一部改正。

付 則

平成31年3月23日総会において一部改正。

表 彰 規 定

第1条 函館地区バドミントン協会（以下、本協会という）は、函館地区バドミントン発展のために顕著な業績のある選手、団体及び事業に貢献のあった個人、団体を表彰する。

第2条 本協会は、表彰に係わる次の事業を行う。

- 1) 被表彰者の選考に関する事。
- 2) 表彰資料の収集保管に関する事。
- 3) (財)日本バドミントン協会表彰に関する事。
- 4) (財)北海道バドミントン協会表彰に関する事。
- 5) (財)北海道体育協会表彰に関する事。
- 6) その他、表彰に関する事。

第3条 この規定による表彰は、特別功労賞・功労賞（個人、団体）、特別技能賞・技能賞（個人、団体）及び特別顕賞・顕賞とする。

第4条 表彰の基準は、次のとおりとする。

1) 功労賞授与基準

- ① 10年以上にわたり函館地区バドミントンの育成、振興のために顕著な功績のあった団体及び個人。
- ② 本協会発展のため顕著な功績のあるもの。
- ③ その他、本協会において適当と認めたもの。

2) 特別功労賞授与基準

- ① 本協会の会長、副会長、加盟団体会長及び理事長として多年にわたり、その責務をはたし、その功績が顕著なもの。
- ② 功労賞を受けた後、多年にわたり本協会の役員及び理事として、その功績が顕著なもの。

3) 技能賞授与基準

- ① 全道大会（選手権、社会人、実業団、シニア、教職員、国体、レディス）で3連覇したもの。
- ② ①の大会で通算優勝が5回のもの。
- ③ 小・中・高校・高専の全道大会で優勝したもの。
- ④ 本協会主催大会で3連覇、5連覇したもの。

4) 特別技能賞授与基準

- ① (財)日本バドミントン協会1種年次大会で3位以上（年齢別は優勝者）のもの。
- ② 全道大会（選手権、社会人、実業団、シニア、教職員、国体、レディス）で、同一種目5連覇又は通算優勝が10回のもの。
- ③ 本協会主催大会で10連覇したもの。

5) 顕賞・特別顕賞・国際関係授与基準については、その都度常任理事会で審議し

理事会で決定する。

第5条 この規定以外の表彰事項については、常任理事会で審議し理事会で決定する。

第6条 表彰は、原則として本協会総会時とし、表彰状及び記念品を授与する。

第7条 本協会の役員及び理事は、本規定に該当する事案が生じた場合、直ちに本協会事務局、総務委員会、競技委員会又は理事長に連絡するものとする。

第8条 本規定の改廃は、理事会の議決による。

- 付 則
1. この規定は平成13年4月14日より施行する。
 2. 本規定の一部を改正し、平成14年4月1日より施行する。
 3. 本規定の一部を改定し、平成17年4月1日より施行する。
 4. 本規定の一部を改定し、平成27年4月1日より施行する。

慶 弔 規 定

第1条 函館地区バドミントン協会（以下、本協会という）は、本協会発展のためご尽力された役員等に対して、弔慰金及び見舞金を支給する。

第2条 支給の基準（原則として理事以上）は、次のとおりとするが、本協会への貢献度等を斟酌し決定する。

1) 病氣見舞金

本人が入院又は引き続き3週間以上病臥にあると 5,000円

き

（協会業務執行中の場合は、常任理事会に諮り会長が決定する）

2) 死 亡

（1）本人の場合 50,000円

（その金額は、常任理事会に諮り会長が決定する）

（2）両親、配偶者、子、同居親族の場合 10,000円

（3）弔慰金等は、香典、供花（時価）、弔電をもって当てる。

（その内容は、常任理事会に諮り会長が決定する）

3) 罹 災

常任理事会で審議

第3条 慶事については、該当ある場合常任理事会で審議し会長が決定する。

第4条 本協会ゆかりの方については、常任理事会で審議し会長が決定する。

第5条 この規定以外の慶弔事項については、常任理事会で審議し会長が決定する。

第6条 本協会の役員及び理事は、本規定に該当する事案が生じた場合、直ちに本協会事務局、総務委員会又は理事長に連絡するものとする。

第7条 本規定の改廃は、理事会の議決による。

付 則 1. この規定は平成13年4月14日より施行する。

2. 本規定の一部を改正し、平成14年4月1日より施行する。

旅 費 規 定

第1条 函館地区バドミントン協会（以下、本協会という）は、本協会事業遂行のため出張する役員及び委員会の委員に対して旅費を支給する。

第2条 旅費を支給する基準は次のとおりとする。

1) 旅費区分

交 通 費	宿 泊 費	日 当
実 費	8, 0 0 0	2, 0 0 0

(1) 交通費 JR運賃・料金の実費を原則とする。

2) 旅費補助事業の基準は次のとおりとする。

(1) 全道大会・研修会等に参加する役員・委員（引率顧問及び選手を兼ねるときは支給しないことを原則とする）

(2) 補助事業の支給基準は、以下を原則とする。

- | | |
|--------------|----------|
| ① 道内300km以内 | 20, 000円 |
| ② 道内300km以上 | 30, 000円 |
| ③ 青森市内 | 20, 000円 |
| ④ 青森市以外の東北地方 | 30, 000円 |
| ⑤ 関東地方 | 40, 000円 |
| ⑥ 関東以遠 | 50, 000円 |

(3) 青函対抗戦については、別途定める。

(4) 本協会主催・主管大会に参加する役務提供の役員・理事には、交通費補助金を支給する。

① 全日参加の場合、1日200円を原則とする。

第3条 出張等は理事長の承認を事前に受けてからするものとする。

第4条 この規定以外の旅費については、常任理事会で審議し会長が決定する。

第5条 本規定の改廃は、理事会の議決による。

付 則

1. この規定は平成13年4月1日より施行する。
2. 本規定の一部を改正し、平成14年4月1日より施行する。
3. 本規定の一部を改正し、平成21年4月1日より施行する。

各專門委員會運營規定

第1章 総 則

第1条 各専門委員会は理事会の互選による専門委員をもって構成し互選によって委員長（1名）、副委員長（原則として1名）を選出する。

第2条 専門委員会は会務の分掌事項を掌握し、委員会の審議の結果を必要に応じて総会、理事会、常任理事会に報告する。

第3条 専門副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時はその職務を代行する。

第2章 総 務 委 員 会

第4条 総務委員会は次の事項に関する事務を処理する。

- 1、総会、理事会に関する事項
- 2、役員等の委嘱に関する事項
- 3、各種登録に関する事項
- 4、議事録に関する事項
- 5、会員名簿に関する事項
- 6、渉外、関係機関との連携に関する事項
- 7、各種委員会に属さない事項
- 8、傷害互助会に関する事項
- 9、広報活動に関する事項

第3章 審 判 委 員 会

第5条 審判委員会は次の事項に関する事務を処理する。

- 1、審判名簿の整備および保管
- 2、各競技会の審判員の割り当ておよびその依頼
- 3、審判員の養成およびその技能向上に関する事項

第4章 競 技 委 員 会

第6条 競技委員会は次の事項に関する事務を処理する。

- 1、大会の総括
- 2、スケジュールの作成
- 3、大会要項の作成と調整
- 4、監督、代表者、主将会議の運営
- 5、開閉会式の主管
- 6、審判員の依頼
- 7、記録の集積

- 8、ランキングの作成
- 9、その他の競技や交流に関する事項

第5章 指導委員会

第7条 指導委員会は次の事項に関する事務を処理する。

- 1、競技力向上に関する事項
- 2、各種代表選手の選出に関する事項
- 3、競技者の普及拡大に関する事項
- 4、講習会・研修会に関する事項
- 5、指導者の育成・資質向上・派遣に関する事項
- 6、その他、強化等に関する事項

第6章 会計委員会

第8条 会計委員会は次の事項に関する事務を処理する。

- 1、予算、決算の作成
- 2、金銭出納の管理
- 3、備品購入に関する件

第7章 付 則

本規定の一部を改正し、平成17年4月1日より施行する。